

# 板橋区国民健康保険運営協議会 会 議 録

令和6年8月9日（金）

区役所南館4階 災害対策室

板橋区健康生きがい部国保年金課

## 令和6年度第1回

### 板橋区国民健康保険運営協議会会議録

開会年月日 令和6年8月9日（金）

開会時刻 15:00

閉会時刻 17:00

開催場所 区役所南館4階 災害対策室

#### 出席委員

|        |        |          |
|--------|--------|----------|
| 齋藤 やす子 | 吉田 和雄  | 寶田 一明    |
| 花島 直樹  | 保坂 洋二  | 田中 しゅんすけ |
| 成島 ゆかり | 石川 すみえ | 井上 温子    |
| 大島 香樹  | 近藤 紀一  |          |

#### 出席理事者

区 長 坂本 健

#### 事務局職員

|               |        |               |        |
|---------------|--------|---------------|--------|
| 健康生きがい部長      | 水野 博史  | 国保年金課長        | 浅子 隆史  |
| 国保年金課管理係長     | 山中 良太  | 国保年金課管理係副係長   | 小川 大輔  |
| 国保年金課国保給付係長   | 佐竹 論哉  | 国保年金課国保資格係長   | 北沢 寧子  |
| 国保年金課資格係副係長   | 佐々木 真琴 | 国保年金課国保収納係長   | 菅野 奈津子 |
| 国保年金課国保特別整理係長 | 中川 彰雄  | 国保年金課国保特定健診係長 | 土方 孝   |

○国保年金課長 それでは定刻となりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は国保年金課長の浅子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。なお本日の協議会では、会議録作成のため、録音をさせていただきます。ご発言される際は、マイクのボタンを押して赤いランプが点灯してからご発言いただき、発言後は、再度ボタンを押して電源をオフにさせていただきますようお願いいたします。

ここで資料の確認をさせていただきます。本日使用する資料につきましては、あらかじめお渡しをさせていただいている資料と本日机上に配布した資料がございます。星マークの入った机上配布資料につきましては、あらかじめお送りした資料からですね、修正する必要があるため、改めてお配りしているものでございます。まず、報告事項及び議題で使用する資料でございますが、(1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化等への対応についての議題では、本日机上に配布をいたしました、星マークのついた資料1を使用いたします。次に(2) 東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正についての議題では、本日机上に配付いたしました星マークのついた資料2-1と、星マークのついた資料2-2、さらに新旧対照表を使用いたします。次に(3) 令和6年2月26日の運営協議会開催後の規則改正についての議題では、あらかじめお渡しをさせていただいております資料3を使用いたします。このほか、次第、参考資料1、参考資料2、参考資料3をお配りしてございます。不足等ございませんでしょうか。不足があれば、手を挙げていただけましたらそちらの方にお持ちいたします。よろしいでしょうか。それでは進めさせていただきます。

それでは、議事に入る前に開会に先立ちまして、一部の委員の方に交代がございましたので、新しい委員の皆様を私の方からご紹介申し上げます。皆様のお手元に委員名簿がございますのであわせてご覧いただければと思います。

まず初めに、公益代表の

田中しゅんすけ様。

石川すみえ様。

井上温子様。

以上3名の方でございます。

次に、被用者保険代表

近藤紀一様。

続きまして本日の委員の出席状況についてご報告いたします。本日の委員の出席につきましては10名でございますので、委員定数2分の1以上に達しており、会議は有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは先ほどご案内いたしました通り、委員の一部に交代があり、会長の辞職により欠員が生じておりますのでここからの議事は、当運営協議会規則第4条第3項に基づきまして、会長職務代理者の成島委員に進行いただき、会長の選任をお願いいたします。それでは成島職務代理、お願いいたします。

○成島委員 それでは、会長が選任されるまでの間、私が議事を進行いたします。

ただいまより、板橋区国民健康保険運営協議会を開会いたします。

それでは会長の選任に入ります。会長につきましては、板橋区国民健康保険運営協議会規則第4条第1項により、公益を代表する委員の中から選任することとなっております。ご推薦等がございましたらご発言願います。

○吉田委員 はい。会長は、田中しゅんすけ委員にお願いできたらと思います。

○成島委員 ただいま吉田委員から、田中しゅんすけ委員を会長にとのご推薦がございました。委員の皆様方、会長には田中しゅんすけ委員を選任することにいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○成島委員 ご異議がないものと認め、会長に田中しゅんすけ委員を選任することに決定いたしました。それでは田中会長より就任のご挨拶をいただき、この後の議事をお願いいたします。

す。

○**会長** こんにちは。ただいま会長にご推薦をいただきました、田中しゅんすけです。どうぞよろしく願いいたします。この協議会の円滑な議事進行に努めて参りますので、委員皆様のご協力をよろしく願いいたします。

それでは、次の議事に入ります。保険者代表の坂本区長からごあいさつをお願いいたします。

○**区長** 皆様こんにちは。国民健康保険運営協議会委員の皆様におかれましては、ご多忙の中にもかかわらず、本日第1回板橋区国民健康保険運営協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また今回新たに委員をお引き受けいただきました皆様には、重ねて御礼申し上げます。本協議会は、被保険者の代表の方、医療関係、医療機関の代表の方、公益代表の方、被用者保険代表の方にお集まりをいただきまして、国民健康保険事業の運営に関することをご審議いただきます。本日は委員の皆様のご忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。本日は委員の皆様のご忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。また、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○**会長** 続きまして、坂本区長より、本協議会に対する諮問をいただきます。

なお、諮問書につきましては、写しを各委員の机上に配付してございます。

○**区長** それでは、今回の諮問事項につきまして、諮問書に沿って申し上げます。

第1に被保険者資格証明書の取扱い変更に関する改正、

第2に急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いに関する改正、

第3に被保険者証の返還に関する改正、以上3件でございます。

改正の詳しい内容につきましては、後程事務局の方から説明させていただきます。

それでは会長に諮問書をお渡し申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**会長** 坂本区長は所用により、ここで退席となります。ありがとうございました。

(坂本区長退席)

○**会長** それでは、本日の議事録への署名委員の選出となりますが、当運営協議会規則第9条第2項によりまして、会議録には議長及び二名以上の委員が署名するものとなっております。この署名委員2名の選出につきましては、私にご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**会長** ありがとうございます。それでは私から指名させていただきます。吉田和雄委員と花島直樹委員のお2人に署名委員をお願いしたいと思います。後日、議事録へご署名いただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の傍聴希望者についてご報告いたします。本日の傍聴希望者はおりませんでした。

それでは、議題に入ります。本日の協議会につきましては、説明、質問、それぞれ簡潔に行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。それでは初めに、報告事項及び議題(1)マイナンバーカードと健康保険証の一体化等への対応について、国保年金課長よりご説明願います。

○**国保年金課長** それでは、本日机上に配布いたしました星マークの入った資料1、A3判のカラー刷りの資料をご覧いただければと思います。マイナンバーカードと健康保険証の一体化等への対応について説明をさせていただきます。マイナンバーカードと健康保険証の一体化を定める法改正によりまして、現行の健康保険証の発行につきましては今年12月1日で終了し、12月2日からはマイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたします。また、今後は、被保険者の利便性向上のために資格確認書と、高齢受給者証の一体化も検討して参ります。

それではまず資料の左側項番の1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてご説明をさせていただきます。(1) 一体化によって変わるものについてでございますが、まず、その下の「マイナ保険証とは？」に記載の通り、マイナ保険証とは健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことを言います。マイナ保険証としての利用登録はマイナポータル、セブン銀行のATM、医療機関等に備え付けの顔認証つきカードリーダーから行うことができます。マイナ保険証を使うメリットとして代表的なものを記載させていただいておりますが、紙の保険証よりも医療費を20円節約でき、自己負担額も若干安くなります。また、データ提供にあらかじめ同意をいただければ、過去の服薬情報や特定健診の結果など、医療情報を閲覧できるために、治療に役立ててもらうことができます。さらに限度額適用認定証を申請して、認定証の交付を受けずともマイナ保険証を使用すれば、手続きなしで、高額医療の限度額を超える支払いが免除されます。このほかデジタル化によりまして、医療現場で働く人々の負担を軽減できるとも言われております。

続きまして法改正が施行される今年12月2日から変わる内容につきまして説明をいたしますので、資料上段の緑色の部分をご覧くださいと思います。12月2日から現行の紙の保険証の新規発行はなくなります。左のマイナ保険証利用登録をしている人は、現在も使えておりますがマイナ保険証を利用いただけます。また真ん中の経過措置では、今年12月1日時点で、お手元にある有効な保険証につきましては、板橋区の国保加入者の場合は最長で令和7年9月30日までの有効期間で発行しておりますため、保険証の記載事項に変更がなければ、有効期間内は使用できます。また右側のマイナ保険証の利用登録をしていない人で、①のマイナ保険証や、②の現行の紙の保険証を持っていない方につきましては、被保険者資格情報を記載いたしました、資格確認書を交付いたします。板橋区国保におけます資格確認書につきましては、現行の紙保険証と記載内容もほぼ同じで、カード型で材質や色のサイクルも今までと同様のものを予定してございます。資料に記載はしておりませんが、令和3年10月から被保険者資格情報の確認をオンラインでできるオンライン資格確認システムの導入の運用が開始されておりまして、令和5年4月からは医療機関等で導入が義務化されています。現行の紙の保険証や資格確認書もオンライン資格確認システムで、被保険者資格情報を確認することもできますが、マイナ保険証であれば、オンラインで資格情報を確認できる以外に、先ほどもご説明いたしましたメリットを享受することができます。

資料に戻りまして、真ん中あたりに記載の資格確認書の交付でございますが、12月2日以降、マイナ保険証の利用登録をしていない、以下に該当する方につきましては、交付の申請を必要なくですね、資格確認書を交付させていただきます。板橋区国保の新規加入者、それと資格情報が変更になった方、有効期限切れ等で現行の保険証が使えなくなった方につきましては資格確認書を交付いたします。ただし、マイナ保険証利用登録をしている人でも、マイナンバーカードを紛失した方、また、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要があって、マイナ保険証での受診が困難である場合などは、申請をいただくことで、資格確認書を交付いたします。ただいま案内いたしました資格確認書の交付申請でございますが、現在はまだ受け付けておりません。受け付け開始時期が決まり次第ホームページ等で周知をさせていただきます。

続きまして資料の左下、短期証等の廃止をご覧くださいと思います。現行の紙の保険証の廃止に伴いまして、短期被保険者証いわゆる短期証といわれていた仕組みも廃止となります。加えて長期滞納者に対しまして、納付を促す取り組みとして発行して参りました、被保険者資格証明書、いわゆる資格証明書の交付についてでございますが、今までは、資格証明書の交付を受けている被保険者に対して、特別療養費の支給と称しまして、医療機関等の窓口では全額払いとし、申請によって保険者負担分を償還払いして参りました。今後は、資格証明書を交付せず、特別療養費の支給に切り替えることを事前に通知することで、納付交渉を行って参ります。ただ、短期証の廃止などによりまして、滞納者との接触、納付交渉を行うきっかけが失われますので、今後の滞納整理事務におきましては、滞納が高額化・長期化する前に、早期での納付相談の実施や、財産調査、差し押さえ予告などによりまして、滞納被保険者との接触の場を作りまして、接触をすることで、滞納世帯への状況把握に努め、納期内納付をしていただけるよう、滞納整理事務の見直しを検討して参ります。

次に資料右下の今後の資格確認証等の更新をご覧くださいと思います。資格確認書の

有効期間はこれまでの現行の紙の保険証と同じく、2年間といたします。先ほどご説明をしました通り現行の紙の保険証の有効期間が、令和7年、来年の9月30日となっておりますので、来年度、資格確認書への更新を行います。来年度の資格確認書等の更新におきましては、マイナ保険証の利用登録をしているマイナ保険証の利用者につきましては、資格情報のお知らせという資格情報の現況をお知らせする書面を送付させていただきます。また、マイナ保険証の利用登録をしていない、資格確認書の交付対象の方には、資格確認書をお送りさせていただきます。しかし、通常の更新とは異なりまして、令和8年8月を目途に、高齢受給者証との一体化を行いますため、通常の2年サイクルとなるところではございますが、来年の更新におきましては、これまでの更新とは異なりまして、令和7年10月1日から令和8年7月31日までの10ヶ月を有効期間とする資格確認書の発行を検討中でございます。

続いて裏面をお開きいただければと思います。次に(2)マイナ保険証利用促進の取組についてご説明をいたしますのでまず左上をご覧くださいと思います。今年10月下旬頃を予定しておりますが、国の要請に基づきまして加入者情報の通知を行います。通知におきましては12月2日から紙の保険証の新規発行が終了することについて、全加入世帯にお知らせをいたします。通知の内容につきましては主に3点でございます。①マイナ保険証については、メリットや登録方法、受診時の受け付け方法などをお知らせさせていただきます。また、②の医療データベース登録のマイナンバーに関するお知らせでは、安心してマイナ保険証に移行できるよう、データベースの登録が正しいことをご認識いただくため、加入者情報と一緒にマイナンバーの下4桁を通知いたします。また③の12月2日以降の医療機関での受診方法におきましては、保険証の発行形態が変わることによりまして、医療機関等への受診に疑問や不安を感じる方もいることが想定されるため、①でご案内をいたしますマイナ保険証での受診方法のほか、経過措置期間中の現行の紙の保険証や、今後発行いたします、資格確認書でも今まで通り必要な保険医療を受けられることをお知らせいたします。また様々な加入者への配慮といたしまして、視覚障害のある方にも通知内容をお伝えできるように音声コードの対応も行います。その他、国保加入者には外国籍の方も多数いらっしゃいますので、通知内容を読めなくても、板橋区のホームページの言語変換で対応できるように、通知内容を板橋区ホームページにも記載いたします。

続いて資料右上の広報周知の取組をご覧くださいと思います。これまでに行った内容では、6月の今年度当初の納入通知書の発送にあわせまして、加入者全世帯宛に、マイナ保険証のメリットや登録方法を掲載いたしましたチラシや、国保のしおりを交付いたしました。また7月にはマイナ保険証の利用のメリット、利用登録方法、受診時の受け付け方法などを総合的に掲載いたしました新規のホームページを、区のホームページに掲載してございます。そして、今月8月からは、本庁舎北館1階と地下の1階のエレベーター付近に設置をされております、広告付きディスプレイにおきまして、厚生労働省が広報素材として提供しているマイナ保険証の周知用動画を放映してございます。10月には先ほどの加入者情報の通知のほか、広報いたばしにおきまして、マイナ保険証の利用促進に関する記事を掲載することを予定してございます。そして11月には、年度後半分の納付書を発送する予定でございまして、それにあわせまして、国保年金課からのお知らせをお送りする際に、マイナ保険証の利用促進に関する記事を掲載する予定でございまして、そのまま下のマイナ保険証利用の関連情報をご覧くださいと思います。①の板橋区国保におけます利用登録状況と利用状況でございます。マイナ保険証の利用登録状況につきましては、板橋区国保の加入者のうち、マイナ保険証の利用登録をしている人に関しましては、46.56%でございます。なお全国数値につきましては根拠となる数字が異なりますのであまり参考にはならないかもしれませんが、全国でマイナンバーカードの保有をしている人のうち、マイナ保険証の利用登録をしている人の割合が58.77%でございます。他の数値につきましては板橋区と全国の数値はほぼ同じ基準で比較ができる数値となっております。マイナ保険証の利用状況につきましては、オンライン資格確認システムを利用した件数のうち、マイナ保険証を利用した割合で、ともに5月分の実績でございます。板橋区国保におきましては利用率9.09%、全国平均では8.36%でございます。次に医療機関でのオンライン資格確認システムの導入状況につきましては、6月末日時点での集計で、板橋区では87.2%。全国では90.7%となっております。②には、厚生労働省がマイナ保険証の利用登録方法や使い方を紹介し

ているホームページへのアクセス方法を紹介してございます。③のマイナ保険証の利用登録解除につきましてはマイナ保険証の利用登録を解除したい場合、加入する保険者でございませ  
板橋区国保に申請をすることで解除することができます。現時点で国から詳細が示されて  
いないため現時点ではご案内することができませんが体制が整い次第、受付時期をホーム  
ページ等で周知させていただきます。

最後に資料の左側、2高齡受給者証と資格確認書の一体化をご覧いただければと思います。

(1) 高齡受給者証一体化の経緯につきましては、平成30年8月、国民健康保険法施行規則の改正によりまして、被保険者証と高齡受給者証が一体化された様式が整備されました。この一体化について、オンライン資格確認システムの実施状況にあわせまして、令和3年度の保検証更新に向けて検討することとなりましたが、その後、健康保険証の廃止の法改正が決定し、資格確認書に変わることから、資格確認書と高齡受給者証との一体化を進める方針で、今年3月に東京都の標準例が示されたところでございます。令和8年8月を目途に高齡受給者証と資格確認書を一体化して参ります。そのため(2)の令和7年度の資格確認書の更新におきましては、毎年度、8月1日を基準に、自己負担割合の判定を行う高齡受給者証の更新に合わせるため、先ほどもご説明しました通り、2年サイクルと異なります。一旦、令和7年11月1日から令和8年7月31日までの10ヶ月の資格確認書を交付することを予定してございます。なお70歳から74歳の高齡受給者証の対象者につきましては、毎年度、一部負担金の割合の判定を要するため、資格確認書の有効期間は最長1年となります。以上が資料1に関する説明でございます。

○**会長** ただいまの報告に対して、ご質問等がございましたらご発言願います。はい。石川委員。

○**石川委員** 何点かちょっと端的に教えていただけたらと思います。

まず、一体化によって変わるもの(1)の中でマイナ保険証を使うメリットの中で、1番目に医療費を20円節約できるっていうのがあるんですけども、この20円の中身について教えてください。

○**会長** 国保年金課長。

○**国保年金課長** 現行の健康保険証の利用に比べまして、マイナ保険証の利用の場合なんですけれども加算される診療報酬の方が低くなりますので、医療費が20円安くなるということでございます。

○**会長** 石川委員。

○**石川委員** 次に短期証のところでお伺いしたいんですけど、短期証の仕組みが廃止となるということで、先ほどご説明の中で、今後の滞納整理事務では、高額化する前に納付相談や財産調査をするということなんですけれども、差し押さえなどのやり方は、具体的な事務の方法は変わってくるのでしょうか。

○**会長** 国保年金課長。

○**国保年金課長** はい。差し押さえにつきましては先ほどご説明の中で差し押さえ予告ということでお話をさせていただきましたが、まだちょっと検討段階ではございますが、それについてもですね、なるべく高額になる前に、少額のうちにですね、差し押さえ予告をさせていただくことで、滞納者とのコンタクトを図っていきたいというふうには考えております。

○**会長** 石川委員。

○**石川委員** はい。この差し押さえ予告というものは今現在行っているのかいないのかっていうところと、高額化する前にということだったんですけども、具体的な額面っていうのは今検討しているのでしょうか。

○**会長** 国保年金課長。

○**国保年金課長** はい。今も差し押さえ予告の方はしてございます。具体的な金額については

ですね、今設定をして余りにも少額でやってしまうと件数が増えてきてしまうので、今の人員体制でできるところからやっていくという検討をしているところなので、具体的な金額というのはまだ設定できておりません。

○会長 石川委員。

○石川委員 私としてもきちんと支払っていくことが大事だと考えていますし、区としても未納額、滞納額を減らしていくということは今後の国保の運営については非常に重要だと考えているんですね、ただそれにはやっぱり国保年金課のマンパワーがどうしても必要になってくるところなんですけれども、どのぐらいの人員が必要になるか、マンパワーが必要になるかといったような具体的な試算っていうのはされているんでしょうか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 まだ具体的な試算には入れてないという状況であることが正直なところでございますので、現行の体制の中でできることというところをまず考えさせていただいた上で、差し押さえにつきましても、差し押さえをすることが目的というよりかは、差し押さえ予告をすることによってコンタクトを図っていく、その中でできるならば、納期内納付をしていただくという意識づけができることが望ましいとは考えておりますので、そのようにやっていきたいというふうに考えているところです。

○会長 石川委員。

○石川委員 次に、資格確認書の交付についてちょっとお伺いしたいんですけど、マイナンバーカードを紛失した方や、マイナンバーカード自体の更新を忘れてしまった方についての資格確認書の交付というのは、どのような対応になるのか教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 はい、電子証明書の更新であったりとか、あとは紛失をされてしまった方の場合についてなんですけれども、その場合につきましては、職権で資格確認書を交付させていただくという形になります。ちなみに電子証明書につきましては、国の方からきております資格確認書のQ&Aというものにおきまして、有効期限が切れてからも3ヶ月は使えるようになります。その3ヶ月の間のところ、それでも更新をされない方については、資格確認書を職権で交付して切れ目なく医療が受けられるようにしていくというような形になります。

○会長 石川委員。

○石川委員 紛失された場合の対応について教えてください。

○国保年金課長 はい。紛失をした場合につきましても届け出をいただければ、マイナンバーカードを紛失しましたということであれば、そこで資格確認書を交付させていただきます。まずマイナンバーカードを紛失された場合につきましては警察にお届けをいただくということと、機能の停止をするために、マイナポータルのフリーダイヤルの方にかけていただいて、その機能を停止していただく必要があります。マイナンバーカードの再交付の申請と、あと資格確認書の交付の申請につきましては、区役所や区民事務所でもお受けすることができますので、そのどちらかに行ってください申請をしていただくということで交付することができます。

○会長 石川委員。

○石川委員 次に裏面のマイナ保検証の利用登録の解除についてお伺いしたいと思っております。解除申請は現在まだ受け付けていなくて、その時期が決まり次第、ホームページ等で周知を行うということなんですけれども、一般的な感覚として、10月下旬頃に加入者情報の通知があるということですが、その時に一緒に利用登録解除についてもお知らせが行くことが、スムーズかなと思うんですが時期について教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 はい。加入者情報の通知を10月下旬頃に予定しております。通知する紙面にもちょっと限りがありますので、大きさについてはそんなに大きくはならないかとは思いますが、当然のごとくですね、マイナ保険証の利用登録解除につきましてもご案内をさせていただきますということを予定してございます。

○会長 石川委員。

○石川委員 最後にですね、高齢受給者証と資格確認書の一体化ということが、令和8年8月を目途にされるということなんですけれども、私自身もなかなか、そして数字からもですね、なかなかマイナ保険証の実際の利用状況が低いっていう、板橋区国保の中でもまだ9.09%ということで、この状況はなぜかなと考えたときに、実際のところ保険証と、お子さんだったら、子供の医療証だとかそういったものが必要になってくるので、じゃあ紙のままでもいいんじゃないのっていうようなことになってるかと思うんですね。高齢受給者証が一体化になるということは、区民の皆さんにとって一つ利便性の向上になるかと思うんですけれども、他の受給者証、医療証についての検討というのはどうなっているのか教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 はい。公費負担医療制度のマル子と通称言われているものについての一体化ということだと思うんですけれども現状、現時点では我々の方からはですね、一体化しようということでの検討はしていないところです。ただ、国の方はですね、令和5年6月に開催されたDX推進本部というところがあるんですが、その中で、先行的に自治体独自で医療助成をしているものについて試行実施をしている自治体がありまして、今のところ令和6年度は153の自治体でそれが試行されているという状況です。国の医療DXの推進に関する工程表というものがあるんですけれども、その中ではその取り組みを令和8年度を目途に全国展開するというので、書いているところではございますので、令和8年度までには板橋区においても、順調にいけばそういったマル子とか、マル青の一体化も進められる可能性があるのではないかと考えているところでございます。

○会長 他に質問等ございますか。井上委員。

○井上委員 よろしくお願ひします。最初に質問したいのが、資格確認書というのが、何年間有効なものになるのかっていうところまでして、国の方だと5年とかって書かれていたと思うんですけれども、しばらくの間は、マイナ保険証を使っていない方のためにも、自動的に区側から申請によらず、交付するみたいな形で書かれていました。当分の間っていうのをどのように板橋区としてとらえているのかっていうのと、資格確認書の期限についてどのようにお考えなのかを教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 はい。おっしゃる通りですね資格確認書については国の方は5年以内ということで言っております。ただ板橋区におきましては、先ほどのご説明の通り2年をサイクルとして考えています。ただ、最初の更新においては、高齢受給者証との一体化があるということで、10ヶ月で出ささせていただいてそのあとは2年サイクルでやっていくということを考えています。なぜ2年という設定にしたかということなんですけれども、5年間の資格確認書を交付すると、資格確認書で十分医療が受けられますので、そうするとマイナ保険証に移行するという意識がなかなか醸成されないのかなというふうに考えておりますので、今までの2年サイクルのところで更新をしつつその都度、利用勧奨していくことで、マイナ保険証の利用というところを増やしていければというふうに考えているところでございます。

○会長 井上委員。

○井上委員 2年後も自動的に資格確認書は交付されるっていうことでもいいのかっていうことが1つと、あともう1つ社保から国保とか国保から社保とかっていう、いろいろ手続きが面

倒だったなっていう記憶があるんですけども、そういったところの事務っていうのが何か変わることがあるのかというのを教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 はい。まず社保から国保というその異動の手続きについてなんですけれども、これからもですねマイナ保険証導入後につきましてもその手続きは必要になります。あと2年の更新につきましても、当面の間板橋区としては2年を基本に更新をしていくというふうに考えているところです。2年後に自動で更新するのかというところにつきましても申請によらず、期限が切れる前に、切れ目なく医療を受けていただけるように更新作業させていただきますので、切れる前に届けさせていたいただくというような形になるかと思えます。

○会長 井上委員。

○井上委員 2年サイクルっていうことなんですけども、何かこの2年にしたときの事務負担っていうか予算のかかり方と、5年にした場合と事務費としては上がってくるのかなと思うんですけども、その辺でどのぐらい予算的に変わってくるのかとか、2年ごとに更新したら、5年中に2回は発送とか、誰がマイナ保険証なのかどうなのかみたいなことになると思うんですね。だからそこら辺がどれくらいのお金がかかるっていう見込みで、2年ですよって話なのか教えていただきたいです。もう1点、マイナ保険証が進むと、様々な交付事務が減ったりとか高額療養費の申請とか受け付けとかそういった事務が減ったりとか、何かこう財政的な効果がすごくあるっていうような国の資料とか見ているんですけども、板橋区においてはマイナ保険証が進んだ場合、幾らぐらいの財政効果があるのかっていうのを教えてください。

○会長 国保年金課長

○国保年金課長 はい。まず最初に、財政効果についてなんですけれども正直なところ、幾らの財政効果があるのかというところについては試算をしていないところでございます。いきなり事務が減っていくっていうことはなかなかちょっと想定できないのかなというところが、制度が変わったということで逆にお問い合わせが増えたりとかっていうところが当面は考えられるかなというふうに考えておりますので、その効果が目に見えてくるのは少し先なのかというふうに考えているところでございます。

あと、事務負担の予算の変化についてなんですけれども、事務負担についても先ほども申し上げました通り、当初は問い合わせがそれなりにあるのかなというふうに考えているところなので、やはり交付しないことによって減る、例えばマイナ保険証になりますと、更新の際にはですね、資格情報のお知らせということで、A4の紙を交付することになるんですね。逆にマイナ保険証の利用登録をしていない方に関しては資格確認書を交付するというので、交付するものとしては総量が変わらないというのが実態なんです。今までは保険証で一律に全員に送らせていただいていたのが、マイナ保険証の利用登録をしている人にはA4のお知らせが届き、マイナ保険証の利用登録をしていない人には、要は資格確認書が届くっていうことになるので、形態が変わるだけで、事務量としてはあまり変わらないかなというふうに考えております。

○会長 井上委員。

○井上委員 A4のお知らせっていうのは、マイナ保険証に登録した1回だけじゃなくって、毎年行われるってことなのかっていうのを教えていただきたいです。事務費は幾ら削減できるのかは見込みがないっていうことなんですけど、しばらくきっと負担が増えたりとか、手続きが増えたりってことになってくると思うんですが、その後、多分試算とか、国の方でしていただいて、板橋区ではどのぐらいなのかっていうのは何となく出せるのかなって思っているんです。その辺はちょっと今後の保険証問題を考える上では知りたいところだなと思っています。なんかマイナ保険証に登録するとマイナポイントがもらえますよみたいな、ああいうやり方は私はちょっと好ましくないなというふうに見ていたんですね。何かお金でマイナンバーカードに登録させたり保険証登録させたりみたいな、ああいうのは国がやって

いることだからあれですけども、ちゃんとメリット、健康状態を全体で把握できるからっていうのがあっていいことだと思いますし、そういうメリットをきちんとお伝えしながら登録を促すことが本当は正しいやり方だったんじゃないかなとは思いますが、それであんなだけば撒いたお金がどれぐらいで私は回収できるっていうか、マイナ保険証になると、事務負担が減っているいろんなことが簡素化されて、どれぐらいでそれが回収できるのかみたいなところも若干関心はあるので、その辺はぜひ今後、見ていただけたらいいなというふうに思っています。

次に短期証の廃止のところでもちょっとお聞きしたいんですけども、長期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取り組みとして、被保険者資格証明書の交付を受けている場合に特別療養費を支給していたが、みたいなところで、接触機会が減りますっていうお話があったと思うんですけども、その理由がよくわからなくて、被保険者資格証明書の交付の機会はもちろんなくなるのかもしれないんですけども、それを通知に変えたところで、申請には来てもらわなきゃいけないんじゃないのかなって、その医療にかかった時に、申請に来てもらうから、そこでは接触するのかなっていうイメージだったんですけどもそのようなイメージでよいのか教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 はい。まず、接触の機会というところで、わかりにくくて申し訳ございませんが、短期証っていうのが、8ヶ月の期限で区切らせていただきますので、2年のサイクルですと、3回交渉するということになります。そうするとそのタイミングで、分納の交渉であったりとかそういったところでの交渉する機会がございますので、それがなくなると、その機会がなくなってしまうところがございます。

それとあと資格証明書に関しましてそれを特別療養費の支給に変えていくということでの申請のタイミングのことだと思いますけれども、そのタイミングで要は、償還払いの申請をしていただくことで接触をする。そこで、要は納付交渉をしていくということにはなろうかと思えます。

○会長 井上委員。

○井上委員 マイナ保険証になることによるメリットについて記載があるんですけども、メリットがあったらきっとデメリットも本来あるはずだっていうのが、何においてもだと思うんですけども、デメリットっていうのは特にないのかってところをお伺いしたいのと、あとはそのカードリーダーが読み取れないとか、カードリーダーの故障とか、なんかそういったことがあった時に、どういった対策が講じられているのか、現状も使われていると思うので、カードリーダーとかそういった現状マイナ保険証が使われていて、特段問題がなくスムーズにやられているものなのかみたいなの。それでもなんというか医療情報とかその人が内科ではこんなことを書かれていて、外科ではどうかとかが出ているとか、総合的に今でも見られている状況なのかとか、そういった現状を教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 オンライン資格確認システムにつきましては、すでに導入をされておりまして、マイナ保険証をご利用いただければ今現時点におきましても、その医療情報だったり薬剤情報っていうのを見た上で診療に役立てていただくことはもうすでにできています。

あと、例えば停電とかで使えなかった場合ということのご質問かと思うんですけども、オンライン資格確認システムが使用できなかった場合なんですけども、そういった場合につきましてはですね、お手元にスマートフォンとかがあってマイナポータルの画面を提示できればそれを提示して受診をしていただく、あとは経過期間中ですと、健康保険証がございますので、健康保険証を使って受診していただく。それもない場合につきましては、被保険者の資格申立書というものをご記入いただいた上で、受診をしていただくというような対応もすでに決められているところでございます。

あとメリットがあればデメリットというところでのお話ですと、よくある意見として、顔認証のカードリーダーにつきましては毎回かざしていただく必要がございますので、よくあ

るパターンとしては今の紙の保険証ですと、月の頭に1回見せればあとは診察カードだけでいいというような形で運用されているところはありますけれども、マイナ保険証の場合については必ずかざしていただいてその都度、同意画面については同意をしていただくという手続きは必要となります。

○会長 井上委員。

○井上委員 はい。最後にしますけれども、顔を全部かざさなきゃいけないってことは、例えば年老いたおばあちゃんと一緒に行きました、おばあちゃんが具合悪くて先に帰ってもらって薬局で私が薬をもらっていかうみたいな、具体的な例で申し訳ないですけども、そういう時は顔がないじゃないですか、それができなくなっちゃうんですかね、今までだったら受け付けるといふか、結構ゆるいといふかなんていうか、なんかこう具合が悪い人がずっとそこで待ってなくても何とかなるなっていう感じがあったんですけど、そういうことは起こりうるということなんですか。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 そういった質問もよくある質問で出ています。それについてはですね、厚生労働省の回答の方ではやはり、基本的には本人が受け取っていただくということにはなっております。ただ、お子さんとかっていう場合については、その法定代理人としてなれる方が暗証番号をご使用いただいて、受け付けをしていただくということは方法として示されているというところでございます。

○会長 はい、成島委員。

○成島委員 何点かお伺いします。裏面のマイナ保険証利用の関連情報というところで、現在板橋区の国保で利用登録状況として46.56%という数字が出されているんですけども、年齢別の登録者状況っていうのがもし今わかれば教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 はい。年齢別の登録状況につきましては示されていないところですので把握してございません。

○会長 成島委員。

○成島委員 ありがとうございます。いろいろな年代でまだちょっとやっぱり46.56%ということで進んでいないという状況があると思うんですけども、これまでも板橋区としても、例えば出張申請とかいろいろ結構、啓発とかに力を入れてきたと思うんですけども、今後、この12月2日までの間にそういったまだ取得されていない方への取得支援ですかね。何かお考えがあれば教えてください。

○会長 国保年金課長。

○国保年金課長 具体的にこちらから国保年金課の方で取得を支援するというところは考えておりませんが、国の方がですねマイナ保険証の強化月間として実はですね、5月から7月までを強化月間としておりました。その時の取り組みとして国が言っていたのはですね、医療機関等での声掛けがかなり効果的であるということで、国から医療機関でも声掛けというのを促進していただくということで、医療機関での利用者が増えるということに関しての補助金というのが確か出ていたかと思えます。

○会長 成島委員。

○成島委員 ありがとうございます。国からもいろいろ取得支援ということでいろいろ出ていると思うので板橋区でも進めたいなということを要望させていただきます。

最後にですね、この関連情報の中で、医療機関でのオンライン資格確認システム導入状況がまだ87.2%ということで、板橋区ではまだ100%に達していないところでは、もしかして12月2日以降も、この導入されていない病院にマイナ保険証でかかるっていう

ケースがもしかして少ないのかもしれないんですけど、あると思うんですよね。そういう時はどういった対応になるのでしょうか。

○**会長** 国保年金課長。

○**国保年金課長** 先ほどもご説明をさせていただきましたが基本的にはそのオンライン資格確認システムが使えなかった場合の受診方法と同様になると考えてございます。なので、マイナポータルの画面を見せる。それが駄目な場合については、経過期間中は保険証を見せ、それが駄目な場合については申し立て書を書いていただくというふうな形で考えております。

○**会長** はい。他にご質問ございますか。ないようであれば、ただいまのご報告はご了承いたします。

次に、報告事項及び議題（２）諮問文にあります、東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正について審議いたします。本件の概要について、国保年金課長より説明願います。

○**国保年金課長** はい。それでは、本日机上に配布いたしました星マークが入った資料を使用し説明をさせていただきます。まず、星マークの資料２－１をご覧ください。東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。諮問事項は記載の通り、（１）から（３）までの３点ございます。説明につきましては星マークの資料２－２によりましてご説明をいたしますので、資料２－２の表紙を１枚めくっていただき、東京都板橋区国民健康保険条例改正概要をご覧ください。

まず１点目、改正理由の（１）被保険者資格証明書の取扱い変更に関する改正でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律。以下、改正法と言わせていただきますが、改正法の公布によります、国民健康保険法の改正に伴いまして、先ほどの議題で説明をしました通り、今年１２月２日より、被保険者証が廃止され、被保険者資格証明書、いわゆる資格証明書も廃止されます。この廃止に伴いまして、国民健康保険法の特別療養費の規定の改正が行われまして、これまでは長期滞納により、資格証明書の交付を受けたものが保険医療機関等にかかり、療養に要した費用の全額を負担した場合、申請に基づきまして、保険者負担分を償還払いにより、特別療養費として支給をしていました。その取り扱いを変更しまして今後は事前に通知をすることで特別療養費を支給するという取り扱いに変更いたします。この取り扱いの変更によりまして国民健康保険法の第５２条から第５４条までの療養費等の規定におきまして、特別療養費に関する条文の引用が追加されましたため、本条例におきます、特別療養費等に関する規定においても引用条文の追加を行います。

続きまして、２点目の改正理由の（２）急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いに関する改正でございます。国民健康保険の被保険者であり、かつ、納付能力があると見込まれるにもかかわらず、認知症等により判断能力が不十分な状態であつ、身寄りの有無も判明できず、急患として医療機関を受診した場合、職権で生活保護が開始されたことにより、当該者の意思とは関係なく、被保険者資格を喪失することとなります。その後当該者に資力があると判明したことで生活保護が廃止されると生活保護期間中の生活保護費の返還義務が発生するため、当該者に対して、被保険者であったならば生じなかったまとまった金額の支払いが請求されることとなります。このような事案については、市区町村の医療保険部局と生活保護部局が連携し、当該者の資力の有無が判明して、当該者の資力が活用可能となるまでの期間、職権により生活保護を開始するのではなく、一部負担金及び保険料の徴収を猶予することで対応することが可能であるかを検討する必要がございます。そのため、すでに一部負担金につきましては徴収を猶予する規定がございますので、当該事案に対応する猶予規定がない保険料について、最長１年徴収を猶予する規定を追加いたします。なお最長１年とする理由につきましては成年後見人の選定に１年近く要するということが考えられますため、１年ということにさせていただきます。

続いて３点目、改正理由の（３）被保険者証の返還に関する改正でございます。これまで被保険者資格の取得喪失等に必要な事項の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたり、また、被保険者資格証明書の交付時などにおきまして、被保険者証の返還を求めたにもかかわらず、これに応じなかったものに対して１０万円以下の過料を科してございました。しかし改正法

の公布によります、国民健康保険法の改正に伴いまして、今年12月2日より被保険者証が廃止されることから、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除いたします。

改正の内容についてご説明をいたしますので本日、机上に配布をいたしました、新旧対照表をご覧ください。

まず、改正点の1点目の被保険者資格証明書の取扱い変更に関しましては、新たに改正する条例では、第9条の2、入院時食事療養費から第9条の5、訪問看護療養費まで、国民健康保険法第52条から第54条までの療養費等の規定におきまして、法第54条の3、こちらがですね特別療養費に関する条文なんですけれども、その引用が追加されたことに伴いまして、本条例におきます療養費等に関する規定においても、引用条文の追加を行います。

次に改正点の2点目でございます。急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予に関する改正につきましましては、1ページ目の下段になりますけれども、右の旧の6ヶ月の表記を新では6月の表記に変更するとともに、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付につきましましては、2ページにまたぎますけれども、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として1年の文言を追加いたします。

改正点の3点目でございます。被保険者証の返還に関する改正につきましましては第27条の過料に関する規定におきまして、引用条文の項ずれに対応するとともに、被保険者証の返還に関する規定を削除いたします。申し訳ございませんが資料の2-2の2ページにお戻りください。条例改正の施行期日につきましましては、令和6年12月2日でございます。

4の経過措置といたしまして(1)徴収猶予に関する改正につきましましては、対象となる保険料が、令和6年12月以後の期日に係るものとなり、令和6年11月以前の期日に係るものについては、改正前の規定に基づき対応いたします。また(2)被保険者証の返還に関しましては、条例の施行日でございます、令和6年12月2日以後の行為が対象となりまして、施行日以前の行為と、今後発出予定の政令第9条により従前の例というふうに規定されるものにつきましましては、改正前の規定に基づき対応するものでございます。なお本日の協議会に政令の発出が間に合えば、本日配布いたしました新旧対照表に反映をする予定でございましたが、8月7日の東京都を通じて提供されました厚生労働省の情報では、政令の公布につきましましては、来週8月14日を予定しているということでございます。ただ本日お示しした内容につきましましては7月中旬に、厚生労働省から示されている参考条例をもとに作成した改正案でございまして、8月7日の情報提供におきましても、政令番号を追記する以外は変更する予定はないという連絡を受けていることをもう一度お伝えさせていただきます。説明は以上でございます。

○**会長** ただいまの説明に対してご質問がございましたら発言願います。石川委員。

○**石川委員** 新旧対照表が今日机上配布となっているんですけども、事前に示すことができなかった理由というのを教えてください。

○**会長** 国保年金課長。

○**国保年金課長** できることならばですね、先ほども申し上げました通り政令の内容を含んだものをお示しするというので、ぎりぎりまで待っていたところなんですけれども、それが示されないということになってしまいましたので、示されない状況での新旧対照表を今回ご用意させていただいたということでございます。

○**会長** 石川委員。

○**石川委員** 諮問事項(2)の急患等の被保険者にとってところなんですけれども、最長1年という1年の理由というのが、成年後見人がつく期間ということなんですけど、1年経ってもつかなかった場合っていうのはどういう扱いになるのでしょうか。

○**会長** 国保年金課長。

○**国保年金課長** 条例の中での規定というのが1年となっておりますので、1年の中でという形になってしまいますので、1年でつかなかった場合については、徴収の猶予はできないということにはなってしまいますかと思えます。

- 会長** 石川委員。
- 石川委員** この1年っていうふうにしたのは、国の厚生労働省通知か何かという理解でよろしいでしょうか。
- 会長** 国保年金課長。
- 国保年金課長** おっしゃる通りでございます。
- 会長** 他に質問ございますか。井上委員。
- 井上委員** はい。被保険者証の返還に関する改正のところで、被保険者証がなくなるので、そういった過料だとかそういったものは、規定を削除しますよってということなんですけれども、ちょっとまだよくわかっていないのが、その代わりに、マイナ保険証ですとか、マイナ保険証がない方に関しては、資格確認書が発行されるわけで、そのときにおいても、虚偽だとか、何かこう様々な何かしらの問題が発生して返してくださいみたいなことって起こりえないのだろうかという疑問で、その被保険者証を別の文言に変えることによって、そういった条文っていうのはどうこう進めていくみたいなのはなかったのかっていうことを教えてください。
- 会長** 国保年金課長。
- 国保年金課長** はい。オンライン資格確認システムによります被保険者資格の確認となるので、資格情報を記載した書面の返還というものが必ずしも必要なものではなくなったというところが一番の理由かと思います。
- 会長** 井上委員。
- 井上委員** マイナ保険証はオンラインでっていう感じだと思うんですけど、資格確認書もオンラインでっていうことでよろしいでしょうか。
- 会長** 国保年金課長。
- 国保年金課長** はい。おっしゃる通りでございます。資格確認書についても、現行の保険証についてもなんですけれども、オンライン資格確認システムの中で資格情報が確認されているというところがございます。
- 会長** 井上委員。
- 井上委員** あんまりよくわかってないんですけど、今の健康保険証と同じようなカードでやるって話ですよ。今の保険証だとオンライン確認システムには反映できないということなんですかね。今の現行の被保険者証だと返還してもらわなきゃいけないって話だから条文が変わったわけですよ。これ資格確認書になったら同じようなカードだけ、システムが変わるってことなんですかね。
- 会長** 国保年金課長。
- 国保年金課長** オンライン資格確認システムが導入されるまでのところでは、要は被保険者証そのものが、その資格情報を証明するものとなっていたかと思うんですけども、オンライン資格確認システムが導入されてからはそこで最新の資格情報が反映されていきますので、要は紙っていうのは、その入口、鍵を開けるようなものというふうな理解で考えておりますので、それがもし、返還をしなくても、新しい資格確認書が発行されたり、あとはマイナ保険証に登録をされていれば、新しいもので受診をすることができるので、必ずしも返す必要がなくなったというところかと思います。
- 井上委員** わかりました、ありがとうございます。
- 会長** 他に質問ございますか。はい、他にご質問がなければ、質疑を終了し、意見を伺います。ご意見がございましたらご発言願います。石川委員。

○石川委員 はい、私としましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化自体そのものが問題だというふうに考えていまして、それはマイナ保険証の利用率を見ても、もう実際のところ必要性がないので、マイナ保険証の利用率がなかなか上がっていない、まだ2桁にもなっていないという状況があるのかなと考えています。マイナンバーカード自体が強制できないものであるから、マイナ保険証が始まるって言った時に国民世論に押されて、健康保険証は無くなるけれども、それともうほとんど同じ資格確認書が必要だっていうふうになりまして、資格確認書も最初は申請しないと送付されないってなっていたのが、世論にどんどん押されてきまして、申請しなくても資格確認書を送付するというふうになった経緯があります。

また、短期証の廃止に伴って、徴収強化に繋がるような新たな懸念が今あるんじゃないかと考えています。区の国保としても、滞納額が増えることは望ましくないのであるから、新たな滞納事務処理については検討していくのかと思うんですけども、いかにマンパワーがない状況では、新たな必要でないかもしれない事務処理に時間がかかってしまうことは非常に懸念しておりますので、私としましては、(1) (2)については、反対ということになります。

○会長 はい。ただこれ別に項目ごとにとっているわけではなくて、これ自身を答申していますので、(1) (2)ではなくて、この答申に対しては反対だというご意見ですね。

○石川委員 はい。

○会長 他にご意見ございますか。はい。成島委員。

○成島委員 私といたしましては今回のこの諮問につきましても、法改正に伴う必要な改正だというふうに思っておりますので、賛意を表します。

しかしながら、今先ほど来からもお話があるように、マイナ保険証についてはいろいろ様々これからでも、議論があったと思いますけども、政府としても総点検をやったりとかという国民の信頼回復は今までやってきているんだろうなというふうに私自身は認識をしているところです。その上で、これから広報周知に区も取り組まれるというところですけども、やはり区民の方が安心して、このマイナ保検証を利用できるように、利用することの利便性であったり、私自身が一番このマイナ保検証ですごくいいところだなと思うところ、質の高い医療を受けられるっていうところは本当に素晴らしいメリットだと思っていますし、実際にそれは体感もしましたので、そういったこと、正しい情報を丁寧にわかりやすく、ぜひ情報発信をしていただきたいなということを申し伝えたいと思います。

○会長 はい、他にご意見ございますか。それではここで区長の諮問に対する答申をまとめたいと思います。東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○会長 賛成多数と認めます。よって、東京都板橋区国民健康保険条例の一部改正については、原案の通り認めることといたします。

なお、答申文については、原案を適当と認めるとの内容で、事務局に作成をお願いいたします。

次に報告事項及び議題(3)令和6年2月26日の運営協議会後の規則改正について、国保年金課長より説明願います。

○国保年金課長 はい。それでは、資料3をご覧くださいと思います。令和6年2月26日の運営協議会後の規則改正についてご説明をさせていただきます。前回の国民健康保険運営協議会以降、改正を行いました規則につきましては、資料に記載の通り、東京都板橋区国民健康保険条例施行規則のみとなります。今回の改正点につきましては資料1ページに記載の通り3点でございまして、改正内容を見ていただきながら改正理由を説明いたしますので2ページ目をご覧くださいと思います。

改正点の一つ目、(1)食事療養標準負担額の改正でございます。入院中の食事代につき

ましては、2ページ中段の※参考に記載の表の通りでございまして、1食当たりの本人負担額が決められておりまして、本人負担額を超える分につきましては、板橋区国保が負担をしております。昨今の食材費の高騰などを踏まえまして、国民健康保険の食事療養標準負担額に関わります標準負担額を改正する告示が令和6年3月5日付けにて公布されまして、同年6月1日から適用することとされました。被保険者が負担する額につきましては平均的な家計における食費の状況などを勘案しまして、厚生労働大臣が定めることとされておりまして具体的な金額を厚生労働省の告示によって定めているため、全国一律の金額となっております。今回の板橋区における規則改正につきましては規則の別記様式第4号の2、食事療養標準負担額減額差額支給申請書におきまして、本人負担額に変更が生じた場合、その差額を支給するために計算する項目におきまして、記載をしておりました金額が変更となったため、改正するものでございます。なお今回は1食当たり10円から30円程度の本人負担額の増額となっております。本項目の規則改正につきましては令和6年6月1日付けで施行してございます。

続きまして改正点の二つ目、(2) 限度額適用認定証等のマイナ保険証利用メリットの記載関係でございまして。資料の1でもご説明をいたしましたマイナ保険証利用の代表的なメリットとして、マイナ保険証を利用すれば事前の手続きはなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。4月11日付けで厚生労働省より様式例の改正が通知されまして、規則で定めている、限度額適用認定証の申請様式におきまして、改正内容の欄に記載をしております通り、メリットを記載させていただきました。本項目の規則改正につきましては令和6年8月1日付けで施行してございます。

続きまして改正点の三つ目、(3) 出産被保険者に係る減額措置に関する様式整備関係でございまして。表題の様式の整備につきましては産前産後期間に係る保険料の減額に伴います整備でございまして、年度途中の昨年令和5年度途中の令和6年1月から制度が開始となりました。そのため、段階的にシステムを改修することとなりました。本来、保険料の通知につきましては、当初賦課用と賦課変更用の2種類の通知を使用するところでございますが、そのうち賦課変更用の様式につきましては、産前産後期間の保険料減額に対応するために、令和5年12月1日に、9号の2-2として追加をいたしまして、システム改修が完了するまで暫定的に、当初賦課用の1種類、賦課変更用が2種類、合計3種類で様式を使用していたところでございます。今般、システムの改修が完了したことに伴いまして、当初賦課用の別記様式9号の文言も修正しまして、産前産後軽減額のものを追加いたしました。また、産前産後の未対応のため不要となりました、賦課変更用の様式9号の2を削除いたします。そしてこの削除に伴いまして、9号の2-2の様式番号を9号の2に、9号の2の3を9号の2-2に繰り上げて番号を改めます。これによりまして、当初賦課用を1種類、賦課変更用1種類の2種類に戻すことができました。また、様式番号が記載をされております。第10号につきましては番号の変更を行ったところでございます。本項目の改正は、8月1日付で施行してございます。説明は以上でございまして。

- 会長** ただいまのご報告に対してご質問等がございましたらご発言願います。石川委員。
- 石川委員** 少しだけお伺いしたくて、その食事療養標準負担額の改正関係のところでした、これ厚生労働省の通知によって、本人負担額が20円30円で増えたということなんですけれども、この負担額が増えたことについての区民周知というのはどのように行ったのでしょうか。
- 会長** 国保年金課長。
- 国保年金課長** はい。6月に発布いたしました当初納入通知書の国保のしおりにおきましても、この内容については周知をさせていただいているところでございます。
- 会長** 石川委員。
- 石川委員** 全国的な食財費の高騰のためということと、最もだろろうなということも考える反面、賃金が上がらない中で、社会保障費が増えていく中で、やっぱり区民のお一人お一人にとっての負担額はやはり重くなるものだと思うので、厚生労働省の通知ということなん

で、そのまま制度的にスライド的に上がっていくものってということもお伺いしているんですけども、区として何か意見を述べる機会だとか、もう少し区の方で引き下げる工夫ってのができる余地はないのでしょうか。

○**会長** 国保年金課長

○**国保年金課長** 説明の中でもお伝えした通り、全国一律ということでございますので、1自治体としてちょっと意見を言えるタイミングというのはないのかなというふうに考えております。

○**会長** はい。他にご質問ございますか。ないようであれば、ただいまのご報告はご了承願います。

最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○**国保年金課長** はい、事務局からの事務連絡でございます。今年2月26日に開催されました、国保運営協議会におきまして次回の日程をその時には、令和7年、来年の2月25日火曜日とお伝えさせていただいていると聞いているところでございます。新しい委員の皆様につきましては、申し訳ございません。この場をお借りしまして、日程の確保をお願いできればと考えてございます。令和7年2月25日火曜日、午後3時30分からの予定をあらかじめ確保いただきたく存じます。議題につきましては令和7年度の保険料を予定しているところでございます。正式な日程調整につきましてはまた後日、事務局から連絡をさせていただきます。また、次回開催までに法改正等が生じた場合につきましては改めて運営協議会を実施する場合がございますので、あらかじめご了承いただければと思います。以上、事務連絡でございます。

○**会長** 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、板橋区国民健康保険運営協議会を閉会いたします。お疲れ様でした。